

入札参加にあたっての留意事項

入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、小坂町財務規則、建設工事等競争入札心得、入札執行通知書、仕様書、図面及び契約書案のほか、次の事項に留意してください。

1 技術者の適正配置について

建設業法に規定している次の事項を遵守してください。

- (1) 請負代金が4,000万円（建築一式工事にあっては8,000万円）以上の建設工事を施工するにあたっては、工事現場毎に専任の主任技術者を配置しなければならない。
- (2) 下請契約の請負代金総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて専任の監理技術者（監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者に限る。）を配置しなければならない。

2 配置する技術者の資格について

一般土木工事及び舗装工事の施工にあたり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要となります。

- (1) 4,000万円以上8,000万円未満の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、2級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士種別を「土木」とするものに限る。）又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）とする。
- (2) 8,000万円以上の工事の場合は、原則として1級建設機械施工管理技士、1級土木施工管理技士又は技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者）であって、監理技術者資格証の交付を受け、かつ、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものとする。
- (3) (1)及び(2)の場合において、技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第45号）による改正前に、第二次試験のうち技術部門の選択科目を「農業土木」とするものに合格した者は、改正後の選択科目を「農業農村工学」とするものに合格した者とみなすこととする。
- (4) (1)及び(2)の場合において、1級建築機械施工技士は1旧建設機械施工管理技士と、2級建設機械施工技士は2級建設機械施工管理技士とみなす。

解体工事の施工にあたり配置しなければならない主任技術者又は監理技術者には、次の資格が必要となります。

- (1) 総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物又は建築物を解体する工事
当該工事の種類（土木工事業又は建築工事業）に対応する技術者とする。
- (2) 総合的な企画、指導、調整を要しない土木工作物又は建築物を解体する工事
次の表のとおりとする。

請負対応額	配置予定技術者	工事での役割
4,000万円未満	解体工事業に対応する資格を有する者	専任を要しない主任技術者
4,000万円以上 8,000万円未満	1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（土木）、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士（建築又は躯体）又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者	専任を要する主任技術者
8,000万円以上	1級土木施工管理技士、1級建築施工管理技士又は解体工事施工技士のいずれかの資格を有する者（監理技術者証所持者に限る。）	専任を要する監理技術者

注）請負対応額にかかわらず、解体工事施工技士以外の有資格者であって、平成27年度までに実施された当該資格に係る技術検定の合格者にあつては、登録解体工事講習を修了した者又は当該技術検定に合格した後解体工事に関する実務経験を1年以上有する者に限る。

(3) 解体工事施工技士の配置について

総合的な企画、指導、調整の要否にかかわらず、解体工事施工技士（入札参加者と3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。）の配置を求めることとする。

また、当該工事の規模や難易度等を考慮し、必要があると認める場合は当該解体工事施工技士について専任配置を求めることとする。

なお、配置予定技術者が解体工事施工技士の場合は同一の技術者が当該業務を行うこととするが、受注者において配置予定技術者と当該解体工事施工技士を別に配置することを妨げるものではない。

3 見積内訳明細書の提出について

入札公告、入札説明書又は指名競争入札執行通知書において、見積内訳明細書の提出が必要とされた工事等にあつては、これを1回目の入札時に提出してください。

なお、見積内訳明細書の様式は、土木工事にあつては、本工事費内訳書に準じたものとし、建築・設備工事等にあつては、設計図書における総括表等に準じたものとします。

3の2 低入札価格調査制度を適用する工事の入札参加について

低入札価格調査制度を適用する工事の入札参加者は、入札前に、あらかじめ次のことに留意してください。

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、小坂町が定めた低入札価格を調査するための基準があること。
- (2) 低入札価格を下回った入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、後日、最低価格入札者により契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査のうえ落札者を決定し、その結果が入札者すべてに通知されること。
- (3) 低入札価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 低入札価格を下回った者は、事後の事情聴取等に協力すべきこと。

4 「建設産業における生産システム合理化指導要綱」の遵守等について

「建設産業における生産システム合理化指導要綱（平成4年2月20日付け監－1640）」を遵守するものとし、特に次の事項に留意してください。

- (1) 下請業者の選定にあたっては、建設業法等関係法令の規定を満たすものであることはもとより、施工能力、経営管理能力、雇用管理及び労働安全衛生管理の状況等を的確に評価し、優良な者を選定すること。
- (2) 下請契約の締結及び下請代金の支払いにあたっては、同要綱を遵守し、適正に行うこと。
- (3) 施工体制台帳等を整理する等により、工事の施工体制を的確に把握すること。
- (4) 建設労働者の雇用・労働条件の適正化を図るため、就業規則、建設労働者名簿及び賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の支払いに努めること。また、平成9年4月から1週間の法定労働時間が原則として40時間となったので、これを遵守し、労働時間の短縮や休日の確保には十分留意すること。なお、町では、土曜日、日曜日及び祝祭日等（夏季、年末年始休暇を含む。）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合わせて、平均13.5日／月を超える場合は、工期延長を求めることができることとしています。

5 下請負届の届出の徹底について

契約事項第7条の規定に基づき、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出しなければなりません。

6 下請負及び資材調達等に関する県内業者の活用について

下請負及び資材調達等に関しては、できる限り県内業者を選定するよう努めてください。

7 「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づく取り組みについて

「秋田県公共事業に係る環境配慮方針」に基づき、工事の施工にあたっては、秋田県

知事が認定したリサイクル製品等を優先的に使用してください。

8 工事施工における安全対策の徹底について

町では、作業員全員参加により月あたり半日以上時間を割当てて安全研修・訓練に係る経費を予定価格に計上しています。この研修等を適正に実施するとともに、安全管理の徹底に努め、労働災害の防止について万全の措置を期してください。

9 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工にあたっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 工事用資材及び建設副産物等の運搬にあたっては、積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っていると思われる資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 施工計画書の提出にあたっては、過積載防止対策について記載すること。
- (4) 下請契約の相手方又は資材納入業者等を選定するにあたっては、これまでの交通違反歴等を十分考慮すること。

10 法第12条団体等加入者の使用促進について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進してください。

11 建設業退職金共済制度への加入等について

町では、建設労働者の労働福祉の向上を図るため、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）の掛金を予定価格に計上し、その普及に努めています。ついでには、制度の趣旨をご理解のうえ、次の事項を遵守してください。

- (1) 建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明するとともに、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を併せて購入して現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (3) 建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を工事請負契約締結後1ヶ月以内に町に提出すること。なお、工事請負契約締結当初は工場製作の段階であるため、建退共制度の対象労働者を雇用しない等の理由により、期限内に当該工事に係る収納書を提出できない事情がある場合は、あらかじめその理由及び共済証紙の購入予定時期を書面により申し出ること。
- (4) (3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る収納書を工事完成時まで提出すること。なお、(3)の申出を行った場合又は工事請負契約額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面

により申し出ること。

- (5) 別に定める建退共証紙貼付実績書を作成し、工事完成届に添付して町に提出すること。
- (6) 町から共済証紙の受払簿その他関係資料の提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- (7) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の当該事務の受託に努めること。

1.2 労働保険制度及び建設労災補償共済制度への加入等について

建設労働者の労働福祉の向上を図るため、労働者災害補償保険法による労働保険制度（以下「労災保険」という。）への加入はもとより、この法定労災補償制度を補完する法定外労災補償制度へ加入する必要があります。

- (1) 工事請負契約を締結した場合は、公益財団法人建設業福祉共済団の建設労災補償共済加入証明書又はその他の共済、保険制度の加入を証する書面の写しを契約締結後1週間以内に町に提出すること。
- (2) 一人親方や中小事業主等は、その業務の実態等により雇用労働者に準じて保護することが適当であるとして、労災保険の特別加入が認められていることから、不慮の作業事故に備えるため、工事に参加する一人親方等に対し、労災保険の加入を促すこと。

附 則

この留意事項は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。

この改正による改正後の留意事項は、平成27年4月1日以降に行う入札公告を行う工事から適用するものとする。

附 則

この留意事項は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成31年5月1日から施行する。

この改正による改正後の留意事項は、平成31年5月1日以降に行う入札公告を行う工
事から適用するものとする。

附 則

この留意事項は、令和5年1月1日から施行する。

この改正による改正後の留意事項は、令和5年1月1日以降に行う入札公告を行う工
事から適用するものとする。